

3-8 バナー広告取り扱い要領

1. 定義

1.1 バナー広告

ウェブサイト上に表示される長方形の画像ファイルで、これをクリックすると、広告主のサイトや詳しい説明が記されたウェブページにジャンプするようになっているものをいう。

1.2 ウェブサイト

一般社団法人日本森林学会（以下本学会という）の管理するサーバー上にあるインターネットウェブコンテンツ、およびそれからリンクされていて本学会の管理の範囲にあるウェブコンテンツとする。

1.3 トップページ

本学会の URL (<http://www.forestry.jp>) によって直接表示されるウェブコンテンツとする。

1.4 メルマガ

月に一度程度の頻度で、学会員に一斉配信しているメールマガジンとする。

2. 本学会におけるバナー広告掲載の目的

本学会ウェブサイトに掲載するバナー広告は、その内容が森林科学及び森林・林業に関する学理並びに関連技術の進展と知識の普及、会員相互の交流を図ることに寄与し、本学会の運営に貢献することを目的とする。

3. 本学会ウェブサイト上に掲載するバナー広告に関する規定

3.1 バナー広告に対する本学会の責任

本学会は、ウェブサイトに掲載されたバナー広告の内容について一切の責任を負わないものとする。

3.2 バナー広告の内容に関する制限

バナー広告に表示される画像およびリンク先のウェブコンテンツが以下のいずれかと判断されるものについては掲載しない。

- ① 責任の所在が不明確なもの
- ② 事実でもないのに本学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- ③ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- ④ 社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ
(ア) 暴力・とばく・麻薬・売春などの行為を肯定、美化するもの
(イ) 醜悪・残虐・猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
(ウ) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
(エ) その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの
- ⑤ 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- ⑥ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
- ⑦ 他者の氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- ⑧ 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- ⑨ その他、本学会が不適切と判断したもの

3.3. バナー広告の技術的制限

本学会ウェブサイトに掲載するバナー広告は、以下の技術的要件を満足するものとする。

- ① サイズ：1 ボックス当たり幅 206 pixel×高さ 40 pixel 以上 60 pixel 以下
- ② 画像：gif もしくは jpeg フォーマットによる静止画像。Flash、java スクリプト等によるいわゆるリッチメディアバナーは認めない。
- ③ リンクターゲット：新規ページとする。

3.4 バナー広告の掲載ページと掲載位置

バナー広告の掲載位置は、日本語ページの適当な位置とする。

3.5 掲載料と契約期間

掲載料と契約期間は以下の通りとする

- ① 1バナーあたり、120,000 円/年とし、契約は1年単位とする。
- ② 本学会賛助会員に対する優遇：本学会賛助会員がバナー広告を希望する場合には、①に規定する契約料金の半額とする。また、希望すればメルマガの末尾にも掲載することが出来る。
- ③ バナー広告掲載期間は、広告主と本学会双方が掲載を確認した日から起算し、契約終了月の同日（同日がない場合はその翌日）までとする。

3.6 バナー広告受付と掲載可否の審議に関する流れ

- ① バナー広告掲載希望の受付は、本学会事務局が行い、広報委員会へ上申する。
- ② 掲載希望のあったバナー広告の掲載可否は、広報委員会が決定し、必要に応じて理事会に諮る。
- ③ 広報委員会は、掲載可否の審議結果を事務局へ通知する。

- ④ 事務局は、広告主の担当者に電子メールで掲載可否を連絡するとともに、掲載可の場合、掲載料金の支払いおよび必要資料・情報（掲載料請求先、掲載イメージファイル、リンク先 URL、代替テキスト情報）の送付を依頼する。
- ⑤ 掲載料の支払を確認後、掲載を開始する。

3.7 広告内容の変更

広告主が広告の内容を変更する場合は、変更内容について事前に本学会事務局まで連絡する。

3.8 契約の解除

バナー掲載後にリンク先が掲載条件に反するリンク先に変更されたと判断された場合は契約の終了を待たずにバナー掲載を解除できるものとする。掲載しなかった期間分の広告費用は広告主に返還する。

(2025年7月17日改定)